

令和 8 年度滋賀県立琵琶湖博物館 幼児向け絵本 イラスト制作業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の趣旨

近年、来館者の割合が増加傾向にある未就学児を対象に、博物館の活動や研究成果を発信するため、常設展示をテーマとした幼児向け絵本を制作し、未就学児を含む来館者へ向けて、当館の使命や役割、存在意義を発信する。本業務では、その絵本のイラスト制作を行う。

なお、本業務は、絵本のイラスト制作の実践経験を持つ者に委託することとし、実施要領に基づき、業務の契約予定者を決定するものとする。

2. 業務の概要

(1) 委託業務の名称

令和 8 年度滋賀県立琵琶湖博物館 幼児向け絵本 イラスト制作業務

(2) 業務の内容

別添仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和 8 年(2026 年)11 月 15 日まで

3. 予定価格

252,000 円（消費税および地方消費税を含む）

4. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和 57 年滋賀県告示第 142 号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

大分類：役務 中分類：デザイン

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、登録にはおよそ 3 週間を要するため、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがあるため注意すること。

滋賀県物品・役務電子調達システム

滋賀県会計管理局管理課〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1 TEL 077-528-4314

5. 提出物の作成および提出

(1) 提出物

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、提案するイラストに加え、①～④の書類を作成し提出すること。提案は、1 者につき 1 案とする。

提案者は、当館の理念および絵本のテーマと概要を十分に理解し企画すること。

- ・イラスト原画を A3 判カラー印刷したもの 6 部
 - ・下記要件に基づくイラスト原画を A3 用紙にカラー印刷したものとする。
 - 〈お題〉メタセコイアの花粉ちゃんと友達アケボノゾウのあけぼのくん
 - 〈提出イラスト数〉4 点（キャラクターの動きと感情が異なるイラストを各キャラクター 2 点ずつ）
 - 〈サイズ〉210 mm×420 mm に収まること
 - 〈色合い〉フルカラー（絵のタッチは問わない）

・提出書類

- ① 令和 8 年度滋賀県立琵琶湖博物館 幼児向け絵本 イラスト制作業務プロポーザル参加申請書（様式 1） 1 部
 - ※ 記名、押印すること
- ② イラスト提案書 6 部
 - ・下記項目をわかりやすく示すこと。
 - － 仕様（紙質、使用画材、その他特記事項）
 - － テーマ設定に対する意図やこだわり
 - － 業務の作業スケジュール
- ③ 経費見積書 6 部
 - 様式は任意とする。
 - 金額は消費税込みとし、消費税額を明記すること。
- ④ 社会的推進政策に関する書類 1 部
 - 7. 審査の（3）審査基準の 8. 社会的政策推進に該当する場合は、証明する書面（写し可）を提出すること。

（2）提出期限

令和 8 年 8 月 5 日（水）12 時まで

（3）提出方法

持参（土曜日、日曜日および祝日を除く 9 時から 17 時まで（最終日は 12 時まで））または郵送（簡易書留郵便に限る）すること。ただし、郵送による場合は提出期限までに到着したものに限り受け付ける。

（4）提出先

〒525-0001 草津市下物町 1091 滋賀県立琵琶湖博物館 企画・広報営業課 担当：曾我部、中村
 TEL：077-568-4811 FAX：077-568-4850
 e-mail：de52@pref.shiga.lg.jp

6. 質問および回答について

（1）質問受付期限

令和 8 年 7 月 22 日（水）12 時まで

（2）質問方法

電子メールまたは FAX により（様式 2）提出すること。質問票を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。あて先は、5.（4）に同じ。

電話または口頭による質問は受け付けない。

（3）回答方法

令和8年7月24日（金）14時を目途に、質問票の提出があった者へ電子メールにて回答するとともに、琵琶湖博物館ホームページの下記の場所に質問および回答の内容を掲載する。
<https://www.biwahaku.jp/news/>

7. 審査

（1）審査概要

滋賀県立琵琶湖博物館が設置する審査会において、提出された企画提案書により審査を行う。

（2）審査会

当館および関係課の5名の委員をもって設置する。

（3）審査基準

提出された書類をもとに、次の項目により総合的に審査する。

評価項目	着 眼 点	評価点
1. 作風	幼児向け絵本として親しみやすく、絵本全体の世界観や雰囲気魅力を魅力的に表現しているか。	20 点
2. 生物の表現	幼児向けの絵本であっても、実際の生物の特徴を踏まえ、生物としての正確性を保ちながら表現できているか。	20 点
3. 色合い	幼児が関心をひくような配色となっているか。	10 点
4. 表現力	キャラクターの表情やしぐさを通して、感情や気持ちが幼児にも分かりやすく伝わる表現となっているか。	10 点
5. ポーズ・動き	キャラクターの個性や特徴が伝わるポーズや動きとなっており、物語の中で生き生きと活躍する姿がイメージできるか。	10 点
6. 作業スケジュール	適切な作業スケジュールが組まれているか。	10 点
7. 経済性	見積価格は適正であるか。 予定価格の 80%未満 …評価点の満点 予定価格の 80%以上 85%未満…評価点の満点の 80%の点 予定価格の 85%以上 90%未満…評価点の満点の 60%の点 予定価格の 90%以上 95%未満…評価点の満点の 40%の点 予定価格の 95%以上 …評価点の満点の 10%の点	10 点
8. 社会的政策推進	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか。	1 点
	次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1 点
	高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	1 点
	障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。	1 点

	④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	
	「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1 点
	環境マネジメントシステムのうち、下記のいずれかを受けているか。 (a) 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証 (b) 一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関 持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録 (c) 特定非営利活動法人 KES 環境機構の実施する KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 (d) 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	1 点
9. その他	県内に本店を有する事業者か。	4 点
合計		100 点

8. 契約予定者の決定方法

- (1) 当館が設置する審査会において、あらかじめ定めた評価項目および評価点に基づき、提出されたイラスト原画、イラスト提案書の内容をもとに審査し、予定価格の制限の範囲内において評価の総合点が最も高かった提案者を本業務の契約予定者として1者選定する。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者とししない。
- (2) 審査結果は、参加者全員に書面または電子メールにより通知する。
- (3) 受託者が契約期間中に業務を遂行することができなくなった場合、または企画提案書提出時に提案した計画どおりに業務を遂行できないと認められた場合は、契約を解除することとし、次点以降の者から順次、契約締結について協議する場合がある。

9. 失格

次の各号に該当した場合、失格になるので注意すること。

- (1) 提出期限に遅れた場合
- (2) 提出書類が揃っていなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提出書類の記載内容に実施できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) 同一応募者による複数提案が確認された場合
- (6) 他者作品の盗用であると認められた場合
- (7) 著作権の侵害があると認められた場合
- (8) 公正な審査を妨げる行為が認められた場合

10. 支払条件

精算払とする。

11. その他

- (1) 生成AIの利用は認めない。提案者自身が創作した作品を提出すること。
- (2) 提出作品は未発表かつ第三者の著作権その他の権利を侵害しないものとし、権利侵害に関する一切の責任は提案者が負うものとする。
- (3) プロポーザルの参加に係る経費は、参加者の負担とする。
- (4) 提出物は返却しない。
- (5) 提出物を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (6) 採用作品については、両者協議の上、その内容を変更することがある。
- (7) 提出作品の著作権は提案者に帰属する。ただし、採用作品については契約締結後に成果物の著作権を県へ譲渡するものとする。
- (8) 契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、また、参加資格を有していないことが判明した場合は、契約の解除を行う。
- (9) 委託料の支払いについては、委託業務終了後に精算払いとする。
- (10) 手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限定する。